The Federation of Japan
Pharmaceutical Wholesalers Association

医薬卸連ガイド

医薬品流通の信頼性を高め、皆さまに安心・安全をお届けする。それが私たちの使命です。

2012～2013

社団法人 日本医薬品卸業連合会

Q 医療用医薬品とはどんな薬ですか？

医師の処方が必要な医薬品です。

医療用医薬品は、医師の診断によりその病院や診療所から直接もらうか、あるいは医師の処方せんにより薬局で調剤してもらうことができる医薬品です。そのほとんどが、医薬品メーカーから医薬品卸を経て供給されています。

患者の症状に合わせて処方されるので、高い効き目が期待できます。

医薬品は、人を対象とした有効性と安全性などのテスト（臨床試験）を経た上で製品となります。特に医療用医薬品は、医師の診断により副作用などの安全性に配慮しつつ、患者の症状に合わせて処方されるので、高い効果が期待できます。

医療用医薬品の価格は、薬価基準によって決められています。

医療保険で使用される医薬品の価格は、薬価基準で決められています。この基準によって、保険医療で医師が処方できる医薬品の範囲が定められ、同時に、処方した医薬品の保険請求価格が決められます。

卸が扱う医薬品のうち医療用医薬品は96%を占めています。

卸経由の医療用医薬品の販売額は7兆5千億円で全体の96%、大衆薬は3千億円で4%を占めています（2009年度実績）。医療用医薬品の一部（2～3%程度）は医薬品メーカーから直接、医療機関・薬局に販売されています。

Q 大衆薬（一般用医薬品）とはどんな薬ですか？

処方せんがなくても薬局等で購入することができます。

大衆薬は、公式には「一般用医薬品」と言います。OTC医薬品とも言われ、医師の処方せんがなくても薬局などで購入することができます。また、薬の副作用リスクの程度によって第1類、第2類、第3類医薬品の3種に分けられ、薬剤師または登録販売者により適切な情報提供が行われています。

安全性が優先されており、予防や軽い症状の場合に有効です。

大衆薬は、副作用などが起こりにくい安全性に配慮された医薬品です。そのため、予防や軽い病気の諸症状に役立ちます。なお、現在では、医療用医薬品の有効成分を大衆薬として使えるようにした、より効き目の高いスイッチOTC医薬品が販売されています。

卸を経由するルートと直販のルートがあります。

大衆薬は、薬局・店舗販売業者に、医薬品メーカーから卸を経由して流通するルートと、医薬品メーカーから薬局・店舗販売業者に直接流通する直販という2つのルートがあります。

医薬品の流通のしくみ

医療用医薬品では大部分が、
大衆薬では約半分が、
医薬品メーカーから医薬品卸を経由して
医療機関や薬局へ流通しています。

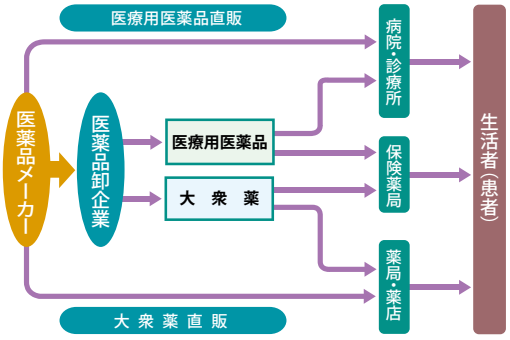

医薬品卸は日本の医療の基盤を支えています

命と健康を支えるくすりには、医療用医薬品と大衆薬があります。
私たちはそのどちらについても、安全・安定かつ効率的な供給に努めています。

(社)日本医薬品卸業連合会
会長 別所 芳樹

Q 医薬卸連はどんな組織ですか？

国民医療の増進に貢献する、医薬品卸企業の全国団体です。

日本医薬品卸業連合会（医薬卸連）は、医薬品卸企業によって組織された都道府県単位の卸組合等の団体を会員とする全国団体です。その誕生は1941年にさかのぼり、1978年には、厚生大臣（現厚生労働大臣）から公益法人の認可を得ました。以来、医薬品流通の適正化、近代化を図ることにより、国民医療の増進に寄与することを目的に、各種の事業を展開しています。

Q 医薬品卸はどんな役割を果たしているのですか？

きめ細やかな対応で、医療機関・保険薬局等のニーズにお応えし、医薬品を迅速・確実にお届けしています。

医薬品卸は、1万数千種類の医療用医薬品を「毛細血管型」の流通網によって約23万か所の病院・診療所・歯科診療所・保険薬局等に迅速・確実に供給しています。加えて、不良品の回収や副作用等の医薬情報の提供・収集といった特殊な機能も持っています。また、大衆薬も多くの薬局・薬店に医療用医薬品同様に供給しています。

■ 災害時にも、医薬品流通を通して国民の命を守ります。

大規模地震などの災害時にも、医薬品卸あるいは医薬卸連が、医薬品流通を通して国民の命を守る役割を果たします。

■ 情報の提供という日本独自の機能を持っています。

日本の卸は欧米の卸と違い、情報の提供という独特の機能を持っています。医療機関や保険薬局へ副作用などの医薬品情報の提供・収集はもとより、医師の薬の選択に関わるような仕事も行っており、このような機能は世界に冠たるもので、社会的インフラとしても価値の高いものです。

医薬品を迅速・確実にお届けすると同時に、

医薬品の安全かつ安定的供給が基本的役割です

医薬品卸企業は、ごく一部の企業を除き、医薬卸連の会員構成員として加盟しています。医薬品卸企業は、社会および医療の進歩に応えるために、経済的で効率的な医薬品の供給を目指して、自らの機能向上に努めています。特に、医薬品の安全かつ安定的供給は卸企業の基本的な役割です。医療機関・保険薬局等が必要とする医薬品を、必要な時に、必要な量を、必要な場所へ正確・迅速に供給するよう努力しています。

医薬品卸業界にはJGSP（Japanese Good Supplying Practice＝医薬品供給における品質管理と安全管理に関する実践規範）があります。JGSPは、日本の医薬品卸業界が社会からの信頼を獲得し続けるために、また、医薬品の「安全・安心・安定供給」の実現に大きく貢献するために医薬卸連が自主的に策定した実践規範です。高い倫理・道徳観を持って実践しています。

大震災、台風による風水害、SARS、新型インフルエンザなどの発生時には、国、地方自治体と協力体制をとり、医薬品等の迅速かつ安定的な供給に努めています。2011年3月に発生した東日本大震災において、医薬品卸はその社会的責任を果たし、災害医療、地域医療を支えました。

東日本大震災（2011.3.11）時、共同配送のための仕分け作業

医薬品は厳しい法的規制を受けています

医薬品は、直接生命に関わりを持つ商品であるため、次のような商品特性があります。

(1) 社会性・公共性が高い
(2) 有効性・安全性および品質の確保が必要
(3) 外観だけで商品特性が明示できない
(4) 疾病・治療の多様化に対応して、多品種・少量生産
(5) 需要予測が困難で、使用には緊急を要する

このため医薬品は、製造から仕入、保管、配送、販売、使用に至るまで、薬事法をはじめ各種の厳しい法的規制を受けています。

医薬品卸は高度な商品知識と流通ノウハウを蓄積しています

医薬品の商品特性、特に薬事制度や医療保険制度等の制約下にあって、他の商品にはみられない流通上の特質を持っています。
したがって、医薬品流通に大切な役割を持つ卸企業は、医療のあらゆるニーズに応えるため、次の諸点に留意しながら業務を行っています。

(1) 品質や有効性・安全性を確保する
(2) 安全かつ安定的供給を行う
(3) 多種多様性に対応する
(4) 専門的知識・能力を持つ
(5) 医薬品情報を収集・提供する
(6) 迅速・的確に供給する
(7) 経済的・効率的に供給する

様々な役割も担っています

物的流通にとどまらず、幅広い役割を果たしています

現代の医療事情の中で卸機能を充実し、着実に実践していくことが、卸企業の使命を果たすことになります。卸企業は、高い倫理観を持って、次のような機能を実践しています。

(1) 物的流通機能
仕入機能　保管機能　品揃機能
配送機能　品質管理機能

(2) 販売機能
販売促進機能　販売管理機能
適正使用推進機能　コンサルティング機能

(3) 情報機能
医薬品等に関する情報の収集および提供機能
顧客カテゴリーに応じた情報提供機能

(4) 金融機能
債権・債務の管理、資金運用等を通じ経営資源の効率化を図る機能

医薬品安全対策の一翼を担っていきます

生命関連製品である医薬品については、有効性はもちろん、安全対策が強く求められています。2001年には市販直後調査が開始され、さらにその後の薬事法改正では、医薬品の品質保証体制の基本的な見直しが行われ、一層の安全性強化が図られました。なかでも安全管理業務は、製造販売業者の必須業務となり、同時に「その業務を適正かつ確実に行う能力のある者に委託することができる」ことになりました。
したがって、全国に販売・情報網を持つ卸企業は、市販直後調査をはじめとする市販後安全管理業務を受託することが可能となりました。卸企業は、これらの業務受託に当たって、従来以上に安全性に対する意識を高め、また、能力開発に努め、新たな卸機能の拡充を進めていきます。

あるMSの一日

医薬品卸の販売担当者をMS（Marketing Specialist）といいます。MSの一日の行動は、医薬品を安全かつ安定的に供給する医薬品卸の基本的役割に基づいて行われます。朝、一日の訪問スケジュールの確認、ミーティングやMR（医薬品メーカーの医薬情報担当者）との情報交換などを行い、お得意先（病院・診療所・薬局・歯科診療所等）へと向かいます。お得意先では、医薬品の紹介、商談、情報の提供や収集を中心に活動し、帰社後は、それぞれのお得意先からの依頼事項の処理、配送担当者との情報交換や社内業務を行い、明日の準備を整えて一日の業務を終えます。
さらに、お得意先の経営環境が大きく変化する現在、医療経営についての相談を受けるなど、お得意先の問題解決のお手伝いをすることもMSの大切な役割です。

ある管理薬剤師の一日

管理薬剤師の一日は、社内への情報連絡から始まります。出発を急ぐMSや物流担当者に必要な情報を伝達し、医薬品の適正販売の徹底を図ります。また、実地に倉庫内の温度管理や使用期限など商品の品質管理体制の確認を行うほか、医薬品メーカーからのDI情報や改訂添付文書の整理などの定型業務に加え、医療機関や薬局からの問合せに対応し、新規のお得意先の業態や資格の確認も行います。さらにMSから報告された副作用等の情報の内容確認も重要な業務です。夕方、最終在庫の確認を行った後、MSの教育研修のための資料作りなどを行い、一日を終えます。
医薬品の適正使用のために、必要な情報の提供と品質管理への一層の取組みが求められる現在、卸の管理薬剤師にはますます幅広い知識とフットワークが求められています。

医薬品流通のあるべき姿の実現に向けて、様々な取組みを進めています

医薬品流通の取引全体の適正化に向けて

2007年に厚生労働省の医療用医薬品流通改善懇談会は、積年の課題である医療用医薬品の流通改善について「緊急提言」を発表しました。その内容は医薬品メーカーと卸売業者の取引では、卸売業者の仕入価格等の設定方法の合理化と水準の適正化を図り、医療機関・薬局との価格交渉における卸売業者の主体性を高めること、卸売業者と医療機関・薬局の取引では、誠実な交渉を通じ、医薬品の価値に見合った価格合意の形成に努め、原則として3か月以内で妥結することなど、公的医療保険制度下における医薬品取引全体の適正化を図るものです。医療用医薬品卸業界にとって、緊急提言の実現を図り、不透明な流通慣行を是正することが大きな課題です。また、2010年に「新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度」が試行的に導入されました。このように医薬品卸企業を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

医薬品流通の効率化のためのIT化を推進しています

医薬品の使用によって、万一、重篤な副作用が発生した場合や不良品の流通が明らかになった場合には、健康被害の発生を最小限に抑えるため、迅速に対応しなければなりません。医薬品卸業界は、万一の場合の迅速・完全な回収や危険情報の円滑な伝達を行うためにIT化を推進しています。2006年9月、厚生労働省は、医療用医薬品について世界基準に適合する流通コードを定めました。流通コード（商品コード、有効期限、ロット番号）をバーコードで表示することが、IT化の前提条件です。このことによって医薬品の流通経路の効率的な追跡（トレーサビリティ）が可能となります。

バーコードによる検品作業

医薬品のパッケージに印字された2つのバーコードシンボル

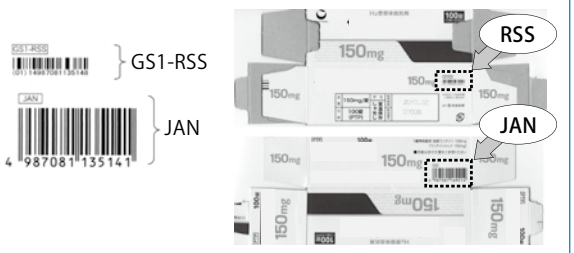

GS1-RSS＝印字が小さく、小物商品用に開発された。
JAN＝印字が大きく、一般消費財で広く使用されてきた。

現在、生物由来製品等の一部の製品に対して有効期限・製造番号を備えた流通コードのバーコード表示が必須となっています。医薬卸連は、バーコード表示の全製品への拡大を早期に実現するよう医薬品メーカーや厚生労働省に要望しています。また、医薬品の投薬ミスによる医療事故や事故になりそうなヒヤリハットの事例が報告されています。医薬品に流通コードをバーコードで表示し、投薬時に正しい製品か否かをIT技術で確認すれば投薬ミスの発生を防止できます。

大衆薬の流通を通して
セルフメディケーションの推進を支援します

生活者の安全は極めて高くなっています

大衆薬（一般用医薬品）はリスク別に第1類医薬品、第2類医薬品（指定第②類医薬品）、第3類医薬品に分類され商品の外箱に表記されています。リスクの程度に応じ薬剤師または登録販売者が情報提供や服用説明を行います。購入者より相談を受けた場合は、薬剤師または登録販売者に情報提供と服用説明の責任と義務が伴っています。適切な相談応需は薬剤師または登録販売者が「対面」で行うことが原則です。

また、薬事法によって、国民の最も大切な「安全性」は確保されています。医薬品はベネフィット（期待すべき効果）とリスク（期待しない有害事象）を併せ持っています。薬事法で分類されたリスクは「危険」という意味ではなく、薬の飲み合わせや副作用を含め服用に注意を要する「度合い」のことです。適切な相談応需は購入者に「安全」「安心」を担保するものです。

卸売業は「情報のコーディネーター」です

複数の医薬品メーカーから多くの情報を集め、それらを分かりやすくコーディネートし、小売業の販売を支援する情報として積極的に発信します。また生活者の声を小売業の専門家（薬剤師や登録販売者）から収集し、医薬品メーカーと情報の共有を図ります。

お客様への服薬指導

セルフメディケーションの推進を支援します

セルフメディケーションとは、自分の健康を自身で管理し軽い病気の予防や緩和のために、自分の責任で大衆薬などを使って手当てをすることです。
大衆薬の果たすべき役割を踏まえ、また薬事法の規定を遵守し、適切な情報提供による大衆薬の適正使用を推進して、セルフメディケーションを積極的に支援し、大衆薬の一層の振興を図ります。

医薬品卸の総合情報誌
『月刊 卸薬業』の購読をお勧めします

当医薬卸連の機関誌として1961年に創刊以来、医薬品流通問題を取り上げる唯一の総合情報誌。
新規ご購読の向きは、当医薬卸連の広報・研修部に電話（03-3275-0981）か、ホームページの「新規購読のご案内」にアクセスしてください。

医薬品卸売業を取り巻く環境は大きく変化し

医薬品の割合

卸販売に占める医療用医薬品・大衆薬の割合の推移

医薬品卸の販売額に占める大衆薬の割合は年々減少。この大きな要因の1つは大衆薬が規制緩和により医薬部外品へ移行しているため。

資料：クレコンリサーチ＆コンサルティング㈱調査

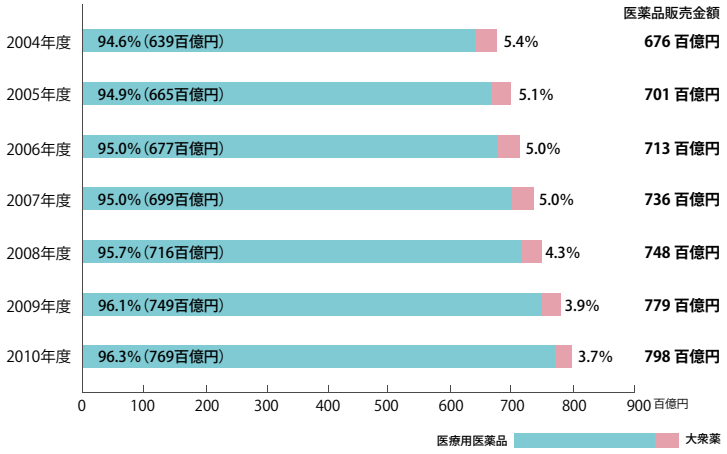

医療用医薬品の販売先別シェアの推移

医薬分業の進展とともに、医療用医薬品の販売先は、薬局が大きく伸びて約50%を占めるようになった。特に、病院市場（大病院と中小病院）への販売は大きく減少し約20年間で62%から30%と半分以下になった。

資料：クレコンリサーチ＆コンサルティング㈱調査

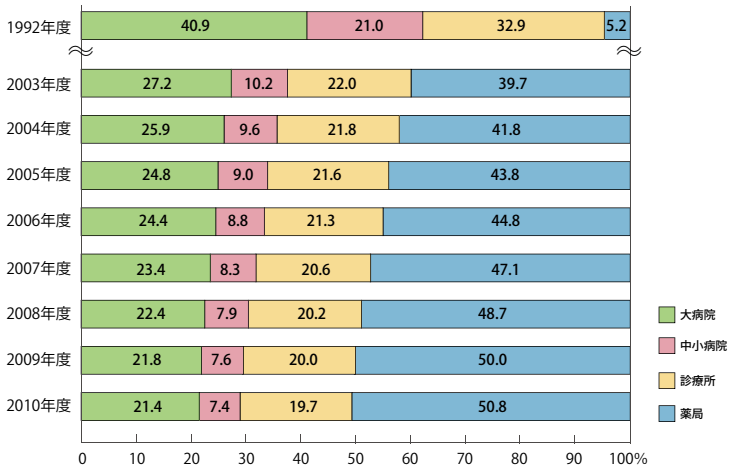

医療用医薬品に占める後発医薬品のシエア

政府は、平成24年までに後発医薬品の数量シエアを30%以上にするという目標を掲げている。医薬品卸も後発医薬品の普及に協力している。

資料：厚生労働省調査

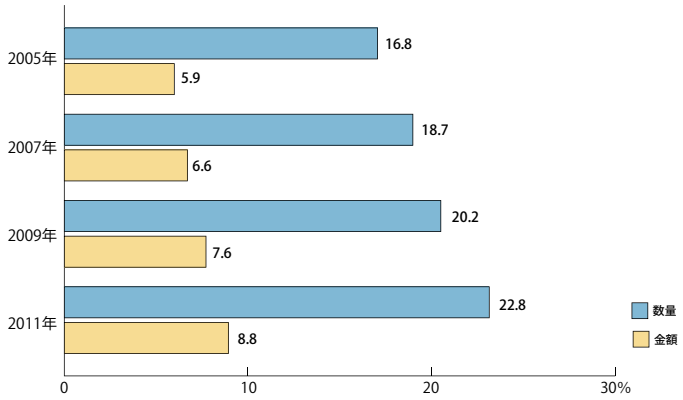

＊数量は薬価単位ごとの数量の割合で、金額は薬価ベースでの金額の割合を表す
＊各年９月取引分の集計結果

ています

医薬品卸企業の現状

本社数と卸従業員数

本社数は医薬品卸会社の再編により大きく減少し、従業員数も減少していたが、ここ数年は横ばいで推移している。

本社数：（社）日本医薬品卸業連合会傘下の各年度末の企業数
卸従業員数：1998年度以降は（社）日本医薬品卸業連合会調査（各年６月1日現在）、それ以前はクレコンリサーチ＆コンサルティング㈱調査

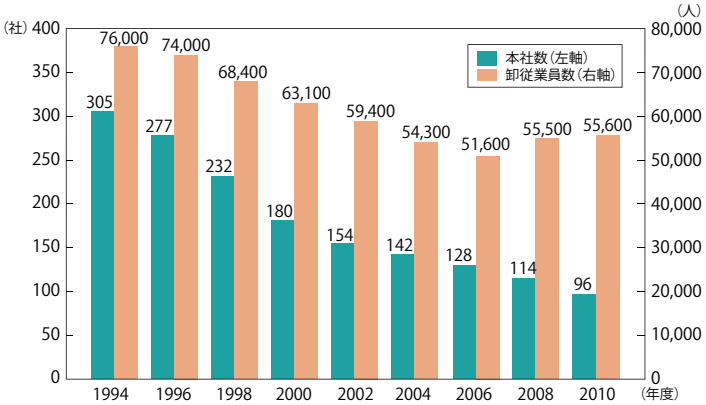

医薬品卸売業の経営状況

売上総利益率、販売費および一般管理費率は年々減少しており、営業利益率も低率で推移している。

資料：（社）日本医薬品卸業連合会調査

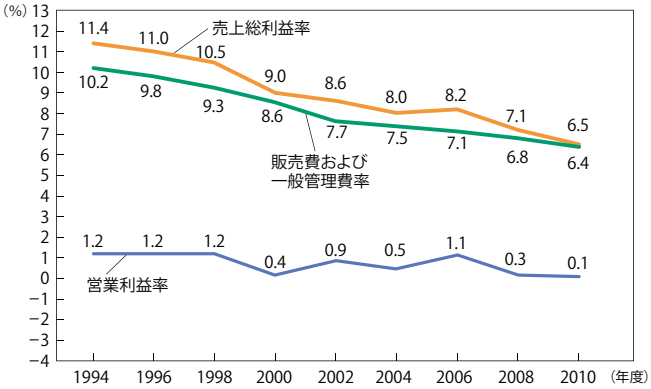

参考

国民医療費の動向

国民医療費は約10年間で30兆円から36兆円に増加。
国民所得に対する割合も上昇。

資料：厚生労働省調査

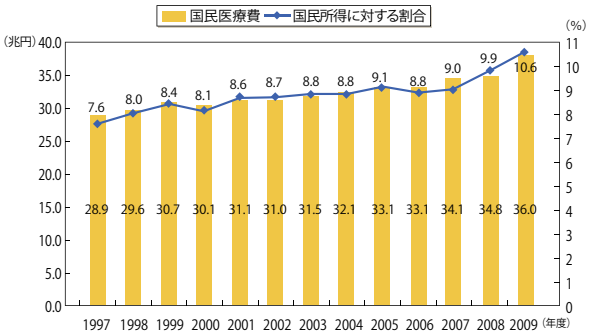

薬剤費と国民医療費に占める薬剤費比率の推移

薬剤費は2003年度以降7兆円前後で推移。

資料：厚生労働省調査

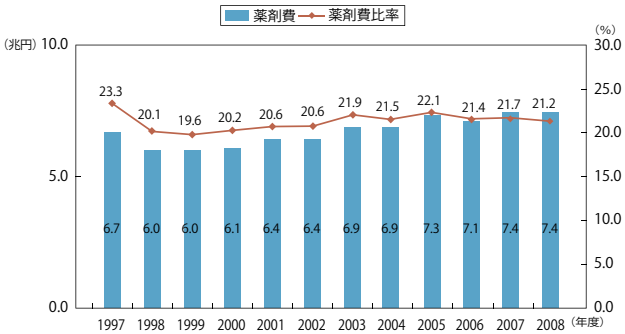

医薬品流通業界を取り巻く課題などを取り上げて、セミナーを開催しています

ヒルトップ・セミナー

卸会員企業の経営幹部を対象として毎年2日間にわたり開催しています。2011年は、3月11日に発生した東日本大震災を受け「東日本大震災と医薬品卸機能～リスクマネジメントを検証する～」をテーマに、各界から講師をお招きし開催しました。

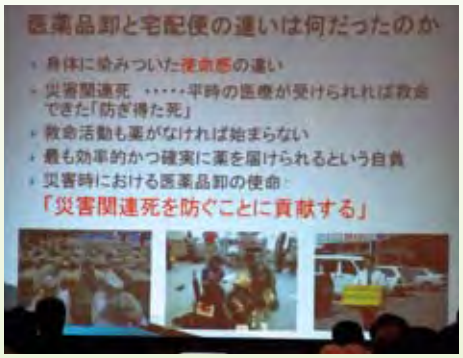

医薬品卸業経営セミナー

医薬品卸のみならず、医薬品メーカー、アカデミアを対象として、毎年開催しています。2011年は、医薬品卸の営業利益率が過去最低となったことを踏まえ「薬価制度と流通問題～卸の収益性を考える～」をテーマに、各界から講師をお招きし開催しました。

卸薬粧セミナー

卸会員企業と賛助会員を対象に、医薬卸連大衆薬卸協議会が中心となって行う隔年開催のセミナーです。2011年は、厚生労働省と大学から2人の講師をお招きし開催しました。また、「平成21年度大衆薬卸部門経営効率調査報告」が同協議会から発表されました。

独占禁止法研修会

卸会員企業を対象に毎年開催される当研修会は、2010年から医薬卸連と医療用医薬品卸売業公正取引協議会の共催となりました。10回目となる2011年は弁護士で総務省コンプライアンス室長もお務めになる郷原信郎氏をお招きし開催しました。

国際化の流れに目を向け、海外医薬品卸との交流にも積極的に取り組んでいます

日韓医薬品流通フォーラムの開催を通して日韓交流を促進しています

日本と韓国の医薬品卸の交流は1967年から始まり40年以上の歴史があります。「日韓医薬品流通フォーラム」の1回目は2007年に韓国・釜山、2回目は2009年に東京、3回目は2011年に韓国・ソウルで開催されました。両国の医薬品流通事情についての情報交換を行い、懇親も深めることができました。今後とも韓国をはじめアジア諸国との交流に努め、国際的活動の促進を図っていきます。

IFPW（国際医薬品卸連盟）を通して世界の医療活動に貢献しています

IFPWは1976年に「医薬品の迅速で確実な流通活動により、安全で効率的なアクセスを世界的に促進させるためのサポート」を目的に設立され、世界の4地区（アジア・豪州、欧州・中東・アフリカ、南米、北米）、26か国の医薬品卸団体および卸企業などで構成する世界医薬品卸業の団体です。医薬卸連は、IFPW設立当初から加盟しています。

諸外国の医薬品流通事情の把握に努めています

医薬卸連は2007年の欧州調査など、欧米の医薬品流通調査を行い、その結果を「医薬品卸の機能別コストの国際比較」としてとりまとめ、2010年9月に韓国で開催されたIFPW総会で発表しました。これは、日本の医薬品卸が果たしている機能を明らかにするとともに、各国の医薬品卸の各種機能とそのコストを、定性・定量の両面から比較したものです。その後、英語、中国語、韓国語に訳され順次出版しました。これからも諸外国の最新情報を踏まえ、我が国の医薬品流通の充実のために、建設的な意見の発信に努めていきます。

医薬卸連の組織

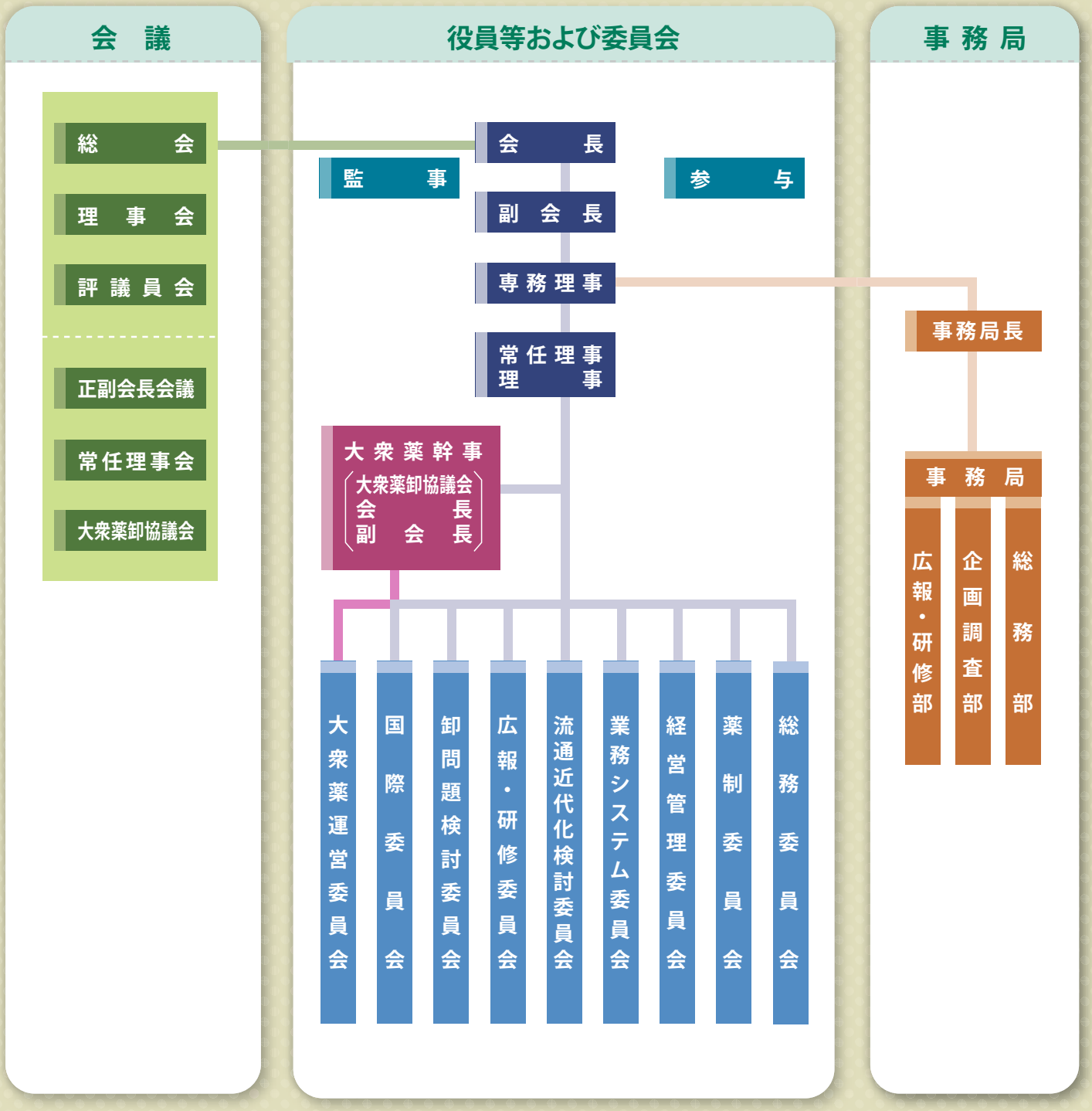

公益法人制度改革を受け、現在、一般社団法人への移行の準備を進めています。

1 総務委員会

医薬卸連の組織・運営、活動、諸規程ならびに財政等に関する事項のほか、医薬品卸企業の従業員数、賃金調査等の基本的な事項について、必要な検討を行っています。

2 薬制委員会

医薬品卸企業が日常業務遂行上必要な薬事関連法の解釈運用について調査・研究および指導のほか、医薬品情報の適切な収集・伝達・提供およびMS（医薬品卸の販売担当者）教育研修の基本的事項等について検討しています。

3 経営管理委員会

医薬品卸売業の経営実態に関する調査・研究、資料作成を行い、経営基盤安定強化への基礎的な判断資料を提供するとともに、流通改善に資する基本的事項について検討しています。

4 業務システム委員会

医療用医薬品流通の業務システムの標準化・効率化を目的として、医薬品統一商品コードの設定・管理、流通コードの普及推進およびコンピュータ利用の研究など、諸業務改善に関する検討を行っています。

5 流通近代化検討委員会

医療用医薬品の流通改善を推進するための諸方策、薬価制度改革への対応のほか、行政や他の団体との間に関わる諸問題などに対応しています。

6 広報・研修委員会

機関誌『月刊卸薬業』・『医薬卸連ガイド』の編集・発行や、ホームページによる社会一般への広報活動のほか、医薬品流通を取り巻く今日的な問題を取り上げてセミナーを実施するなど、研修活動にも取り組んでいます。

7 卸問題検討委員会

医療保険諸制度の改革の方向性と市場に及ぼす影響予測等について必要な調査研究を実施し、公的医療保険制度下における医薬品流通のあり方、その他卸売業全般にわたる基本的考え方について検討しています。

8 国際委員会

薬価制度改革論議において、幅広い視野で的確な提言ができるよう、卸業の視点で欧米の流通事情を調査し、その分析に努めています。また、IFPW（国際医薬品卸連盟）への情報発信など、医薬品流通の国際化に対応しています。

9 大衆薬運営委員会

大衆薬卸協議会で協議すべき大衆薬卸売業に係る各種の課題（セルフメディケーションの推進、業界のIT化の推進、商習慣の改善）について検討しています。

医薬卸連の正会員（2011年12月1日現在、各会員名の後の数字は、会員構成員数を表しています）

北海道地区

北海道医薬品卸売業協会　構成員数6
会長 眞鍋 雅昭
〒060-0008 札幌市中央区北八条西19-35-61（カクマン林ビル3F）
電話 011（621）2666　FAX 011（621）2666

東北地区

青森県医薬品卸組合　構成員数7
理事長 坪谷 新一
〒030-0131 青森市問屋町2-12-30（㈱メディセオ青森営業部内）
電話 017（738）1521　FAX 017（738）6788

岩手県医薬品卸業協会　構成員数7
理事長 小田島 欣一郎
〒025-0008 花巻市空港南2-18（㈱小田島内）
電話 0198（26）4211　FAX 0198（26）4222

宮城県医薬品卸組合　構成員数11
理事長 一條 武
〒981-3188 仙台市泉区八乙女3-3-1（㈱バイタルネット内）
電話 022（218）3961　FAX 022（218）3967

秋田県医薬品卸業協会　構成員数7
会長 千葉 重人
〒010-8511 秋田市卸町4-9-5（㈱メディセオ内）
電話 018（874）7070　FAX 018（874）7070

山形県医薬品卸業協会　構成員数6
会長 加藤 康則
〒990-2338 山形市蔵王松ヶ丘1-2-10（㈱バイタルネット山形営業部内）
電話 023（695）3115　FAX 023（688）9131

福島県医薬品卸組合　構成員数7
理事長 滝田 康雄
〒963-8676 郡山市喜久田町卸1-46-1（㈱恒和薬品内）
電話 024（959）6611　FAX 024（959）6546

関東地区

一般社団法人東京医薬品卸業協会　構成員数20
理事長 内匠屋 理
〒103-0023 中央区日本橋本町3-4-18（昭和薬貿ビル5F）
電話 03（3241）0438　FAX 03（3271）4377

茨城県医薬品卸業組合　構成員数4
理事長 山口 雄三
〒310-0836 水戸市元吉田町1700（㈱メディセオ内）
電話 029（304）5003　FAX 029（246）9080

栃木県医薬品卸協会　構成員数5
会長 天野 桂一
〒320-0033 宇都宮市本町12-11（栃木会館2F）
電話 028（622）3538　FAX 028（664）2101

群馬県医薬品卸協同組合　構成員数7
理事長 森山 昭治
〒370-0071 高崎市小八木町309（アルフレッサ㈱内）
電話 027（364）7110　FAX 027（364）7130

一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会　構成員数9
理事長 野澤 信明
〒360-0024 熊谷市問屋町2-5-2（アルフレッサ㈱内）
電話 048（523）6816　FAX 048（523）6814

千葉県医薬品卸協同組合　構成員数5
理事長 岩渕 康昭
〒284-0033 四街道市鷹の台1-5（岩渕薬品㈱内）
電話 043（236）7184　FAX 043（236）7008

神奈川県医薬品卸業協会　構成員数10
理事長 鈴木 賀也
〒235-0007 横浜市磯子区西町14-11（神奈川県総合薬事保健センター407）
電話 045（753）7366　FAX 045（753）7366

甲信越地区

新潟県医薬品卸組合　構成員数6
理事長 鈴木 淳
〒951-8133 新潟市中央区川岸町2-8-2（新潟ヘルスケアプラザ内）
電話 025（232）5233　FAX 025（232）5233

長野県医薬品卸協同組合　構成員数8
理事長 岡野 昌彦
〒390-0811 松本市中央4-9-63（（社）松本薬業会館内）
電話 0263（36）7616　FAX 0263（36）7616

山梨県医薬品卸協同組合　構成員数6
理事長 上野 一正
〒409-3845 中央市山之神流通団地北2（㈱メディセオ内）
電話 055（273）8924　FAX 055（274）0715

北陸地区

富山県医薬品卸業協同組合　構成員数8
理事長 中田 佳男
〒930-0834 富山市問屋町1-4-15（明祥㈱内）
電話 076（451）4481　FAX 076（451）1562

石川県薬業卸協同組合　構成員数8
理事長 安藤 謙治
〒920-0392 金沢市無量寺町ハ1（明祥㈱内）
電話 076（266）4141　FAX 076（266）4111

福井県医薬品卸業協会　構成員数5
会長 金谷 優
〒910-0823 福井市重立町28-45（明祥㈱内）
電話 0776（53）2626　FAX 0776（53）5401

東海地区

静岡県医薬品卸業協会　構成員数6
会長 渡邊 茂樹
〒420-0035 静岡市葵区七間町5-1（チサンマンション七間町501）
電話 054（255）2707　FAX 054（251）6147

愛知県医薬品卸協同組合　構成員数15
理事長 木俣 博文
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-8-8（小島ビル）
電話 052（971）4370　FAX 052（971）4367

岐阜県医薬品卸協同組合　構成員数10
理事長 林 一成
〒500-8023 岐阜市今町4-20（アルフレッサ日建産業㈱内）
電話 058（262）3141　FAX 058（262）3001

三重県医薬品卸業協会　構成員数6
会長 大喜多 守
〒514-0042 津市新町1-5-22（シティーフラット中村201号）
電話 059（213）7073　FAX 059（213）7074

近畿地区

大阪府医薬品卸協同組合　構成員数11
理事長 西村 昭夫
〒541-0044 大阪市中央区伏見町2-4-6（大阪薬業クラブ5F）
電話 06（6231）4274　FAX 06（6231）4262

滋賀県医薬品卸協会　構成員数7
会長 山本 久一
〒523-0893 近江八幡市桜宮町289（フジビル4F）
電話 0748（33）2840　FAX 0748（33）2841

京都府医薬品卸協会　構成員数7
会長 嶋路 博昭
〒604-0855 京都市中京区二条通室町東入ル東玉屋町487（二条薬業会館内）
電話 075（231）7296　FAX 075（231）7296

兵庫県医薬品卸業協会　構成員数9
会長 京極 光弘
〒651-8575 神戸市中央区磯辺通3-1-7コンコルディア神戸（㈱メディセオ内）
電話 078（230）5302　FAX 078（230）5815

奈良県医薬品卸協同組合　構成員数8
理事長 神田 和正
〒630-8445 奈良市池田町210-4（合同東邦㈱奈良木下営業部内）
電話 0742（61）2615　FAX 0742（61）6717

和歌山県医薬品卸組合　構成員数4
会長 花木 宏明
〒640-8212 和歌山市杉ノ馬場1-47（祥永ビル3F）
電話 073（423）2424　FAX 073（423）2424

中国地区

鳥取県医薬品卸業協会
構成員数5
会長 西村 政治
〒683-0853 米子市両三柳2900-7（㈱セイエル内）
電話 0859（32）2211　FAX 0859（34）4597

島根県医薬品卸業協会
構成員数6
会長 辻田 弘幸
〒690-0021 松江市矢田町218-2（成和産業㈱内）
電話 0852（21）4909　FAX 0852（31）4499

岡山県医薬品卸業協会
構成員数5
会長 古山 博芳
〒700-0822 岡山市北区表町3-5-1（㈱エバルス岡山本社内）
電話 086（224）3320　FAX 086（224）4763

広島県医薬品卸協同組合
構成員数8
理事長 藤本 茂
〒730-0043 広島市中区富士見町11-42（広島県薬剤師會館内）
電話 082（249）5290　FAX 082（249）5293

山口県薬業卸協会
構成員数6
会長 枝廣 圭介
〒759-0292 宇部市大字妻崎開作860-1（常盤薬品㈱内）
電話 0836（41）6312　FAX 0836（41）6123

四国地区

徳島県医薬品卸業協会
構成員数4
会長 岡内 隆三
〒770-0856 徳島市中洲町1-58（徳島県薬学会館5F）
電話 088（655）0050　FAX 088（655）8899

香川県医薬品卸業協会
構成員数4
会長 西尾 時明
〒760-0006 高松市亀岡町9-20（㈶香川県薬学会館内）
電話 087（831）0508　FAX 087（861）5257

愛媛県医薬品卸業協会
構成員数4
会長 藤田 皓二
〒790-0003 松山市三番町7-6-9
電話 089（934）9510　FAX 089（934）6633

高知県医薬品卸業協会
構成員数4
会長 田口 忠行
〒780-8521 高知市桟橋通5-1-57（四国アルフレッサ㈱内）
電話 088（855）8888　FAX 088（855）7733

九州地区

福岡県医薬品卸業協会
構成員数13
会長 平田 次雄
〒812-8681 福岡市博多区山王2-3-5（㈱翔薬内）
電話 092（471）2308　FAX 092（414）5676

佐賀県医薬品卸業協会
構成員数7
会長 寺川 昭憲
〒845-0031 小城市三日月町堀江1741（㈱アステム佐賀営業部内）
電話 0952（72）1811　FAX 0952（71）1034

長崎県医薬品卸業組合
構成員数9
理事長 東 勇太郎
〒857-0192 佐世保市瀬戸越4-1318-1（東七㈱内）
電話 0956（41）0777　FAX 0956（41）0740

熊本県医薬品卸業協会
構成員数9
理事長 富田 正夫
〒862-8711 熊本市九品寺6-2-35（富田薬品㈱内）
電話 096（373）1145　FAX 096（362）4184

大分県医薬品卸業協会
構成員数6
会長 渡邊 誠司
〒870-0941 大分市大字下郡3182-2（㈱アトル内）
電話 097（524）5110　FAX 097（524）5210

宮崎県医薬品卸業協会
構成員数6
会長 窪田 豊治
〒880-0814 宮崎市江平中町5-1（㈱アステム内）
電話 0985（24）3111　FAX 0985（24）3604

鹿児島県医薬品卸業協会
構成員数6
会長 瀧川 秀則
〒890-0073 鹿児島市宇宿2-4-7（㈱アステム内）
電話 099（285）5122　FAX 099（285）5123

沖縄県医薬品卸業協会
構成員数6
会長 早川 正人
〒902-0062 那覇市松川3-17-13（㈱スズケン沖縄薬品内）
電話 098（886）1111　FAX 098（884）5517

医薬卸連の関連団体

日本薬業政治連盟
（Japan Pharmaceutical Political Association）
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-7-20八重洲口会館4F
TEL 03（3275）1585　FAX 03（3273）7648

日本薬業政治連盟は、（社）日本医薬品卸業連合会の目的達成に必要な政治活動を行うため、1972年1月に設立された団体です。

当連盟は、薬業そのものが医療保険制度など公的制度に組み込まれていることにかんがみ、政治と関わりあいを持つことを認識し、政治家に対する支援活動の展開を期しています。そのことは、ただ単に業界の存立を防衛するのみならず、広く社会保障制度や医療保険制度の充実、あるいは薬業経済の発展等に関し、その責務を果たすことにより、国民の健康と医療の向上、発展に寄与することを目的としています。

当連盟の会員は、（社）日本医薬品卸業連合会の会員構成員を正会員とするほか、正会員以外で当連盟の趣旨に賛同する企業・団体を準会員として構成し、全国47都道府県に支部を置いています。

会長・熊倉 貞武（㈱メディパルホールディングス）

日本医薬品卸勤務薬剤師会
（Japan Society for Wholesaler Pharmacists）
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-7-20八重洲口会館4F
TEL 03（3275）0983　FAX 03（3273）7648

日本医薬品卸勤務薬剤師会は、医薬品卸売業に勤務する薬剤師の倫理的、学術的水準を高め、薬事法、JGSP（医薬品供給における品質管理と安全管理に関する実践規範）、DI等の分野において、その職能を発揮し、かつ（社）日本医薬品卸業連合会と緊密な連携を保ちながら、その目的達成に必要な事業活動を行うため、1977年10月に設立された団体です。

当会は、その目的を達成するため、実務委員会を中心として、事業活動を推進しています。

会長・木俣 博文（アルフレッサヘルスケア㈱）

医療用医薬品卸売業公正取引協議会
（Fair Trade Council on Ethical Drug Wholesaling）
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-7-20八重洲口会館4F
TEL 03（3275）0984　FAX 03（3273）7648

医療用医薬品卸売業公正取引協議会は、「医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（1984年12月26日公正取引委員会告示第35号）」の目的を達成するため1985年3月に設立されました。

当協議会の会員は、（社）日本医薬品卸業連合会を構成する都道府県の会員である47団体会員に、同連合会会員外の1団体を加えた合計48の団体会員と任意に参加する個別会員（2社）で構成されています。（平成23年12月1日現在）

会長・髙橋 英富（成和産業㈱）

社団法人　日本医薬品卸業連合会

医薬卸連の標章は、楕円に「卸のO」と日本の「日の丸」を図案化したものです。

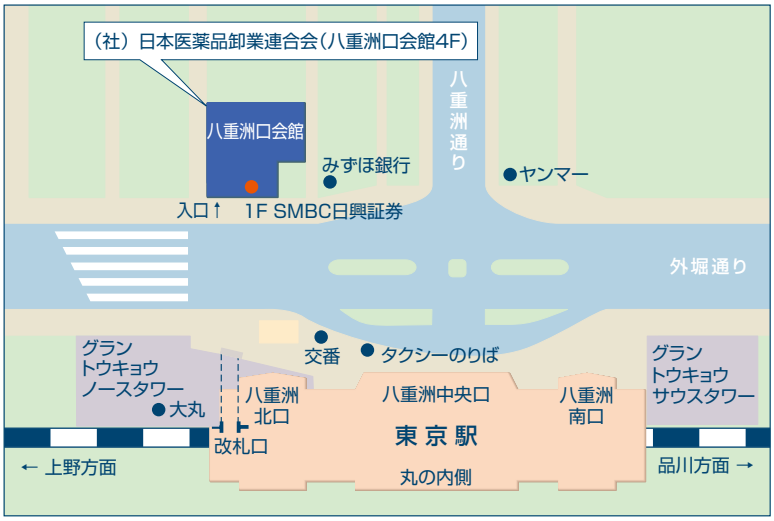

社団法人 日本医薬品卸業連合会

〒103-0028
東京都中央区八重洲1-7-20（八重洲口会館4Ｆ）
電話 03-3275-1573（代表）　ＦＡＸ 03-3273-7648
ホームページ http://www.jpwa.or.jp

〈交通のご案内〉
■JR「東京駅」八重洲北口より徒歩1分
（東京駅から八重洲地下街で直結）
■地下鉄銀座線・東西線「日本橋駅」、丸ノ内線「東京駅」より各徒歩5分

2012年1月改訂